

川越市地域包括支援センター等運営協議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川越市地域包括支援センター等運営協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、川越市附属機関等の会議の公開に関する実施基準（平成17年4月18日市長決裁）に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(傍聴手続)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議を開催する会場の受付で傍聴希望者受付票に氏名等を記入するものとする。傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了する。

(傍聴席に入れない者)

第3条 傍聴希望者が次の各号のいずれかに該当すると会長が認めたときは、当該傍聴希望者は傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第4条 会議の傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- (2) 会場において、飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) 会場において、携帯電話等の通信機器の電源は切ること。
- (5) 事務局の指示に従うこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合)

第5条 傍聴人が、前条各号に規定する遵守事項を守らない場合は、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。